

○部局における自己点検評価実施指針

第1

国立大学法人金沢大学自己点検評価規程第5条第1項に基づき、部局が実施する自己点検評価の指針を次のとおり定める。

第2

部局の自己点検評価は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について独自の評価項目を設定し、実施するものとする。

第3

第2に定めるもののほか、各学域及び各研究科にあつては、(1)の評価項目、各研究域及びがん進展制御研究所にあつては、(2)の評価項目による自己点検評価を実施するものとする。

(1) 教育に関する項目

ア 教育の実施体制

(イ) 基本的組織の編成

(ロ) 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

イ 教育内容

(イ) 教育課程の編成

(ロ) 学生や社会からの要請への対応

ウ 教育方法

(イ) 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(ロ) 主体的な学習を促す取組

エ 学業の成果

(イ) 学生が身に付けた学力や資質・能力

(ロ) 学業の成果に関する学生の評価

オ 進路・就職の状況

(イ) 卒業（修了）後の進路の状況

(ロ) 関係者からの評価

(2) 研究に関する項目

ア 研究活動の状況

(イ) 研究活動の実施状況

(ロ) 共同利用・共同研究の実施状況

イ 研究成果の状況

第4

部局の自己点検評価は、実施年から4年を超えない範囲内で行うものとする。

第5

第1から第3に定めるもののほか、認証評価機関が定める評価基準について、常に現状の把握に努め、改善・改革に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。